

「変わる・繋がる 薬局 かかりつけ薬剤師」

2月の公開研修会は、「変わる・繋がる 薬局 かかりつけ薬剤師」～セルフ Medikেশョンとは～というテーマで御所地区薬剤師会 高橋恵美会長より、お話をして頂きました。当日は、地域の事業所、民生委員、自治会の方に加え、薬剤師の方に多数ご参加頂き、80名を超える研修会となりました。

まず、高橋会長から、「1997年に始まった医薬分業には、薬剤使用による患者さんの安全性を守り、最小限のコストパフォーマンスと手間、そして、最大の効果を上げていくという目的があり、薬剤師が担う役割は大きい。」と伝えられ、新薬開発の将来性や更なる医療費削減の一例として、先発医療品と薬の効果や成分が同じジェネリック医療品についても触られました。

次に平成28年4月から始まった『かかりつけ薬剤師制度』について、これは患者が自分のかかりつけとして一人薬剤師を選ぶことできる制度で、かかりつけ薬剤師は、患者の薬管理を行い、最適となる治療を目指すことを目的としており、その管理は市販薬や健康食品にまで範囲が及び、薬剤の重複防止や相互作用、薬歴、効果と副作用の確認、加えて残薬や処方箋への助言も行わせて頂くため、薬の飲み忘れや飲み残しの予防にも繋がっていくと伝えられました。

また、他病院と薬局間での連携、複数の病院を受診されている場合の情報共有、そして災害時にはそれらの情報源となるお薬手帳の活用を勧められました。

補足として、秋津鴻池病院 中村薬剤師より、「薬局だけでなく病院勤務の薬剤師も地域に属する薬剤師として、在宅から病院への受け入れ、退院に向けてのサポートなど、一連の流れの中で薬剤師としての役割は多岐に渡り、その敷居は決して高いものではなく、安心して気軽にご相談頂きたい。」とお伝えさせて頂きました。

最後に、高橋会長から2017年1月開始のセルフ Medikেশョン税制（医療費控除の特例）は、1年間に自己負担した医療費が「合計10万円」を超えることがなかった人でも、対象となるOTC医薬品の年間購入額が「合計1万2千円」を超えた場合に適用される制度であり、確定申告により購入金額の一部が戻ってくるという案内をされました。

ジェネリックの普及や市販薬が手軽に購入できる最近では、薬剤も多種多様であり、高齢者世帯の服薬管理や日々の見守りは必要です。ご利用者の安全性を守る上で、気軽に相談できるかかりつけ薬剤師の存在は、ご利用者だけでなく、ケアマネジャーにとっても強い味方になると感じました。

